

「一般社団法人日本冬季マスターズスポーツ協会」定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 1. この法人は、日本名を「一般社団法人日本冬季マスターズスポーツ協会」と称する。
2. 英語名を「Japan Association for Winter Masters Sports」と称する。

(事務所)

- 第2条 1. この法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。
2. この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、概ね30歳以上の方々であれば、誰でもが参加することが出来る「大人の大会」の普及に関する事業を行い、オリンピックの精神の下、健康寿命を延ばし、人生を最大限楽しむことを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 各競技団体（スキー、スケートなど）間の交流、情報、意見交換
 - (2) 国際マスターズゲームズ協会（International Masters Games Association）との連携
 - (3) 各団体の国際競技連盟（International Federation、以降“IF”）との連携
 - (4) 国内競技連盟（National Federation、以降“NF”）との連携
 - (5) 国内での国際大会開催
 - (6) 国際大会への参加
 - (7) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

- 第5条 1. この法人は、この法人の事業に賛同する個人、または団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。
2. 当法人は、次の3種の会員を置くこととし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- (1) 正会員
 - (2) アドバイザー会員
 - (3) 賛助会員

(会員の資格の取得)

- 第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(任意退会)

- 第7条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 1. 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
2. 総正会員の議決権の5分の1の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 1. 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第17条 1. 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第18条 1. 本法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上20名以内
 - (2) 監事 1名以上
2. 理事のうち1名を代表理事とする。
3. 代表理事以外の理事のうち4名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第19条 1. 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第22条 1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第24条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第25条 1. この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第26条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第27条 1. 理事会は、代表理事が招集する。
2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第29条 1. 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月末日に終わる。

(事業報告及び決算)

第31条 1. この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告、および事業報告の附属明細書
(2) 貸借対照表
(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第2号、第3号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第33条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第34条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の処分)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 1. この法人の公告は、電子公告により行う。

www.japanwintermasterssports.com

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 委員会

(委員会)

第37条 1. この法人の事業遂行に必要な特定の事項を処理するため、委員会を置くことができる。
2. 委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。

第11章 会長、名誉会長、顧問及び参与

(会長、名誉会長、顧問及び参与)

第38条 この法人は、会長1名、名誉会長及び顧問若干名、参与若干名を置くことができる。なお、これらは全て名誉職とする。

附 則

1. この法人の設立時の正会員の氏名住所は、以下のとおりとする。

氏名	住所
高井 健志	X X X
宮嶋 泰子	X X X
小島 敏計	X X X
青柳 孝行	X X X
遠藤 祐三子	X X X
高梨 良紀	X X X
藤田 洋栄	X X X

2. この法人の設立時代表理事は、高井健志とする。

以上、一般社団法人日本冬季マスターズスポーツ協会の設立のため、この定款を作成し、設立時正会員が次に記名捺印する。

令和 2年 5月 1日

設立時正会員	高井	健志	印
設立時正会員	宮嶋	泰子	印
設立時正会員	小島	敏計	印
設立時正会員	青柳	孝行	印
設立時正会員	遠藤	祐三子	印
設立時正会員	高梨	良紀	印
設立時正会員	藤田	洋栄	印

上記会員の定款作成代理人

北川 恭一